

（臨時乗車定員）

**第五十四条** 地方運輸局長は、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車（前条の乗車定員が三十人以上のものに限る。）について、前条の乗車定員のほか、その運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を附して、臨時乗車定員を定めることができる。

- 2 前項の臨時乗車定員は、告示で定める人数をこえないものでなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、第一項の臨時乗車定員について準用する。

（臨時乗車定員）

**第82条** 臨時乗車定員に関し、保安基準第54条第2項の告示で定める人数は、座席定員と第34条第2項の規定を適用しないで計算した場合の立席定員との合計とする。この場合において、立席定員は、立席面積の合計を $0.14\text{m}^2$ で除した整数値とする。

（臨時乗車定員）

**第160条** 臨時乗車定員に関し、保安基準第54条第2項の告示で定める人数は、座席定員と第112条第2項の規定を適用しないで計算した場合の立席定員との合計とする。この場合において、立席定員は、立席面積の合計を $0.14\text{m}^2$ で除した整数値とする。

（臨時乗車定員）

**第 238 条** 臨時乗車定員に関し、保安基準第 54 条第 2 項の告示で定める人数は、座席定員と第 190 条第 2 項の規定を適用しないで計算した場合の立席定員との合計とする。この場合において、立席定員は、立席面積の合計を  $0.14\text{m}^2$  で除した整数値とする。